

三条市立図書館、三条市歴史民俗産業資料館  
及び三条市諸橋博士漢学の里  
指定管理者募集要項

令和7年8月

三条市市民部生涯学習課

三条市立図書館、三条市歴史民俗産業資料館  
及び三条市諸橋博士漢学の里  
指定管理者募集要項

三条市立図書館、三条市歴史民俗産業資料館及び三条市諸橋博士漢学の里の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、三条市立図書館条例（令和 2 年条例第 16 号）第 8 条、三条市歴史民俗産業資料館条例（平成 17 年条例第 185 号）第 4 条及び三条市諸橋博士漢学の里条例（平成 17 年条例第 184 号）第 3 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

応募に当たっては、三条市立図書館、三条市歴史民俗産業資料館及び三条市諸橋博士漢学の里を一体的に管理・運営していただく創意工夫のある提案をお願いします。

三条市立図書館の指定管理者は、本館（鍛冶ミュージアム及びまちなか交流広場を含む。）、栄分館及び下田分館を一体的に管理運営するとともに、嵐南分室及び漢学の里分室において資料の受入れ、廃棄、データ入力などの基幹的業務を行います。

1 施設の概要

(1) 三条市立図書館

ア 設置目的

市民の豊かな知性及び感性を育む多彩な学習活動の活発化を図り、もって市民の教育及び文化の発展並びにまちなかのにぎわい創出に寄与することを目的とする。

イ 施設

(ア) 本館

a 所在地及び施設規模

| 区分   |      | 本館                       |
|------|------|--------------------------|
| 所在地  |      | 三条市元町 11 番 6 号           |
| 施設規模 | 敷地面積 | 13,613.08 m <sup>2</sup> |
|      | 延床面積 | 5,112.73 m <sup>2</sup>  |
|      | 構造   | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上 3 階     |

b 施設内容

| 階数          | 諸室名     | 主な諸室機能          | 面積 m <sup>2</sup> |
|-------------|---------|-----------------|-------------------|
| 1 階<br>(本館) | 一般開架    | 貸出、閲覧、学習スペース    | 196               |
|             | 児童開架    | 貸出、閲覧、読み聞かせスペース | 123               |
|             | 自動車文庫書庫 | 自動車文庫書庫、自動車文庫車庫 | 66                |

|              |          |                 |       |
|--------------|----------|-----------------|-------|
|              | 鍛冶ミュージアム | 常設展示、企画展示       | 251   |
|              | 学習室 1    | 学習室、科学実験室       | 109   |
|              | 学習室 2    | 学習室、科学実験室       | 113   |
|              | 準備室      | 科学実験準備室         | 73    |
| 1 階<br>(ホール) | 学習ホール    | 科学実験ホール(多目的利用可) | 300   |
|              | ホール控室    | 講師等控室           | 18    |
| 2 階<br>(本館)  | 一般開架     | 貸出、閲覧、学習スペース    | 697   |
|              | 児童開架     | 貸出、閲覧スペース       | 189   |
|              | 会議室 1    | 会議室、視聴覚室        | 74    |
|              | 会議室 2    | 会議室、視聴覚室        | 45    |
|              | 会議室 3    | 会議室、視聴覚室        | 45    |
|              | ボランティア室  | ボランティア控室、作業スペース | 31    |
|              | 事務室      | 事務室、職員更衣室       | 168   |
| 3 階<br>(本館)  | 一般開架     | 貸出、閲覧、学習スペース    | 732   |
|              | 開架書庫     | 開架書庫、貴重書庫       | 256   |
| 共通           | 共用部      | 廊下、トイレ、機械室ほか    | 1,459 |
|              | 倉庫       | 倉庫              | 168   |

#### 自動車文庫

|      |                      |         |            |
|------|----------------------|---------|------------|
| 車種   | 三菱ふそうキャンター(文庫車仕様に改装) |         |            |
| 総排気量 | 2,990CC              |         |            |
| 積載冊数 | 約 1,600 冊            |         |            |
| 書架   | 内部書架                 |         |            |
| 大きさ  | 全長                   | 約 531cm | 全幅 約 180cm |
| 全高   | 約 263cm              |         |            |

駐車場 図書館専用 90 台(外、おもいやり駐車場 2 台)

駐輪場 1 か所 約 50 台

図書館は、図書の貸出し・閲覧の場であるだけでなく、様々な機能を持った複合施設です。その複合施設としての利点を生かし、周辺施設及び関連施設と連携し、まちなかの回遊性を高めるとともに、市民の学びの深化、すそ野づくり及びまちなかの賑わい創出に貢献することを期待しています。

#### ・鍛冶ミュージアムについて

三条の伝統産業を担う鍛冶職人の「よりどころ」となり、過去から受け継がれた「今」を展示し、未来へつなげる施設として、図書館本館内に設置されています。展示の企画運営は三条市の学芸員が行い、その補助的業

務及び施設の維持管理業務は指定管理者が行います。

・ まちなか交流広場について

図書館に隣接する旧三条小学校跡地の敷地内及び現在のステージえんがわを含む広場です。読書はもちろん、休憩、飲食、出店、イベントなど多様なニーズに対応し、誰もが自由に、思い思いの時間を過ごせる空間です。明確な学習目的を持って図書館を利用する人だけでなく、イベントや飲食などが行われる空間の魅力に惹かれた人を誘い込み、このまちなか交流広場をきっかけに、知らず知らずのうちに学びの世界に足を踏み入れたり、人と人との交流が始まったり、まちなかの施設や小路を歩くようになるといった、学びのすそ野づくりと交流・まちなかの回遊拠点としての機能を期待しています。

・ 科学教育センターについて

科学教育センターは、小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒及び教育関係職員の科学教育振興を図ることを目的に、三条市立図書館内に設置され、三条市教育委員会が直接管理運営を行う教育機関です。科学教育センターが主に活動する場所は、三条市立図書館内の学習室（ラボ1、ラボ2）や学習ホール（サイエンスホール）です。主な事業として、平日には科学教育センター職員が児童生徒や教職員を対象に教育活動、研究活動を行います。学習室（ラボ1、ラボ2）は科学実験に必要な設備・器具を備えており、学習ホール（サイエンスホール）は学校での実施が難しい科学実験や観察が可能な空間設計がなされており、可動式観覧席100席が確保されているほか、備品椅子80席の配置が可能です。週休日には、児童生徒を対象とした模型科学工作や市民向けの科学イベントを実施しています。

指定管理者は、学習室（ラボ1、ラボ2）や学習ホール（サイエンスホール）などの施設の管理を行う中で、科学教育センターに対し、活動スペースや設備、教材図書に関する情報の提供などを通じて教育活動、研究活動を支援します。なお、学習室（ラボ1、ラボ2）や学習ホール（サイエンスホール）については、科学教育センターが活動しない時間帯において、指定管理者は、一般の利用者の貸室に供することができます。

(イ) 栄分館

a 所在地

三条市新堀 1311 番地（三条市役所栄庁舎 1 階）

b 施設規模

鉄筋コンクリート造 3 階建て 図書館占有部分 223 m<sup>2</sup>  
一般観覧席 6 席 児童観覧席 10 席 子どもコーナー等

c その他

当館は、三条市役所栄庁舎内にあり、施設の包括的な管理は三条市役所栄庁舎の施設管理者が行います。

(ウ) 下田分館

a 所在地

三条市荻堀 1144 番地 1 (三条市下田公民館 1 階)

b 施設規模

鉄筋コンクリート造 2 階建て 図書館占有部分 183 m<sup>2</sup>

一般閲覧席 4 席 児童閲覧席 8 席 絵本スペース

おはなしの部屋等

c その他

当館は、三条市下田公民館内にあり、施設の包括的な管理は三条市下田公民館の施設管理者が行います。

(エ) 三条市立図書館嵐南公民館分室

a 所在地

三条市南四日町二丁目 10 番 3 号 (三条市嵐南公民館内)

b 施設規模

図書館占有部分 38.5 m<sup>2</sup> 一般閲覧席 4 席

児童閲覧席 8 席

c その他

当室は、三条市嵐南公民館内にあり、図書の貸出返却業務、予約業務など一部の窓口業務のほか、施設の包括的な管理は、三条市嵐南公民館の施設管理者が行います。

(オ) 三条市立図書館漢学の里分室

a 所在地

三条市庭月 434 番地 1 (諸橋轍次記念館内)

b 施設規模

図書館占有部分 77 m<sup>2</sup> 一般閲覧席 児童閲覧席

c その他

当室は、諸橋轍次記念館内にあり、施設の包括的な管理は、諸橋轍次記念館の施設管理者が行います。

(2) 三条市歴史民俗産業資料館

ア 設置目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 30 条の規定に基づき、市民の郷土に対する認識を深め、教育、学術及

び文化の向上を図ることを目的とする。

イ 施設

(ア) 三条市歴史民俗産業資料館

a 所在地

三条市本町三丁目 1 番 4 号

b 施設規模

(a) 敷地面積

4,390 m<sup>2</sup> (旧青少年育成センター敷地と併用)

(b) 延床面積

661 m<sup>2</sup>

(c) 構造

木造平屋造り

(d) 施設内容

| 諸室            | 面積 m <sup>2</sup>  |
|---------------|--------------------|
| 中央展示室         | 236 m <sup>2</sup> |
| 常設展示部分 (回廊部分) | 182 m <sup>2</sup> |
| 岩田正巳記念室       | 24 m <sup>2</sup>  |
| 談話室           | 64 m <sup>2</sup>  |
| 事務所           | 27 m <sup>2</sup>  |
| 収蔵庫           | 32 m <sup>2</sup>  |

(e) その他

展示の企画運営、資料の調査研究等の資料館の運営の核となる業務は、三条市が雇用する学芸員が行い、その補助業務及び施設の維持管理業務は、指定管理者が行います。

(イ) 三条市歴史民俗産業資料館別館

a 所在地

三条市元町 1 番 6 号

b 施設規模

(a) 敷地面積

2,001 m<sup>2</sup>

(b) 延床面積

2,233 m<sup>2</sup>

(c) 構造

鉄筋コンクリート造り (地上 3 階)

(d) 施設内容

| 諸室  | 面積 m <sup>2</sup> |
|-----|-------------------|
| 事務室 | 58 m <sup>2</sup> |

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 名誉市民ギャラリー   | 780 m <sup>2</sup> |
| 文化芸術ギャラリー 1 | 51 m <sup>2</sup>  |
| 文化芸術ギャラリー 2 | 85 m <sup>2</sup>  |

(e) その他

展示の企画運営、資料の調査研究等の資料館の運営の核となる業務は、三条市が雇用する学芸員が行い、その補助業務及び施設の維持管理業務は、指定管理者が行います。

(3) 三条市諸橋博士漢学の里

ア 設置目的

「大漢和辞典」の編纂者、名誉市民諸橋轍次博士の業績を讃え、郷里を愛した博士の偉業を後世に伝え、市民の郷土に対する認識を深め、教育及び学術文化の向上を図ることを目的とする。

イ 施設

(ア) 諸橋轍次博士生家

a 所在地

三条市庭月 501 番地

b 施設規模

(a) 敷地面積

725.20 m<sup>2</sup>

(b) 延床面積

142.97 m<sup>2</sup>

(c) 構造

木造板葺地上 2 階

(イ) 諸橋轍次記念館

a 所在地

三条市庭月 434 番地 1

b 施設規模

(a) 敷地面積

7,942 m<sup>2</sup>

(b) 延床面積

1,601 m<sup>2</sup>

(c) 構造

鉄筋コンクリート造地上 2 階

(d) 施設内容

| 階数等 | 諸室  | 面積 m <sup>2</sup> |
|-----|-----|-------------------|
| 1 階 | 事務室 | 42 m <sup>2</sup> |
|     | 応接室 | 16 m <sup>2</sup> |

|     |        |                    |
|-----|--------|--------------------|
|     | 講師控え室  | 12 m <sup>2</sup>  |
|     | 展示室    | 407 m <sup>2</sup> |
|     | 図書室    | 74 m <sup>2</sup>  |
|     | 資料室    | 88 m <sup>2</sup>  |
|     | 多目的ホール | 96 m <sup>2</sup>  |
| 2 階 | 和室     | 38 m <sup>2</sup>  |
|     | 研修室    | 191 m <sup>2</sup> |
| 屋外  | 屋外便所   | 29 m <sup>2</sup>  |
|     | 遠人村舎   | 21 m <sup>2</sup>  |

## 2 管理の基準

### (1) 三条市立図書館（以下「図書館」といいます。）の管理基準

#### ア 開館時間

| 区分                            |                                                                  | 開館時間                                                          |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 図書館（まちなか交流広場の屋内広場、分館及び分室を除く。） |                                                                  | 午前 9 時30分から午後10時まで                                            |
| まちなか交流広場の屋内広場                 | 三条市露店市場管理条例（平成17年三条市条例第134号）別表に規定する中央市場（以下この表において「中央市場」という。）の開設日 | 午前 7 時から午後10時まで                                               |
|                               | 中央市場の開設日以外の日                                                     | 午前 9 時30分から午後10時まで                                            |
| 分館                            | 月曜日から金曜日まで                                                       | 午前 9 時30分から午後 7 時まで。ただし、その日が休日に当たるときは、午前 9 時30分から午後 5 時までとする。 |
|                               | 日曜日及び土曜日                                                         | 午前 9 時30分から午後 5 時まで                                           |
| 分室                            |                                                                  | 規則で定める時間                                                      |

#### イ 休館日

| 区分                         | 休館日                                                                                  |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 図書館（まちなか交流広場の屋内広場及び分室を除く。） | ア 第 3 月曜日<br>イ 1 月から 11 月までの月の末日（その日が、土曜日に当たるときはその直前の休日以外の日とし、日曜日又は月曜日に当たるときはその直前の金曜 |

|                   |                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------|
|                   | 日とする。)<br>ウ 12月28日から翌年1月3日まで<br>エ 特別整理期間(指定管理者が市長の承認を得て定める期間) |
| まちなか交流広場の屋内広場及び分室 | 規則で定める日                                                       |

※上記の期間を原則としますが、本館以外の分館、分室にあつては施設の管理者が定める日が休館日になる場合もあります。

※休館日については、上記に定める日を前提とし、指定管理者指定申請者は休館日の提案をすることができます。

#### ウ 施設の使用許可の基準

図書館の貸施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けることになります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とします。

また、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することはできません。

#### エ 施設の使用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、図書館の貸施設の使用を許可しません。

(ア) 図書館を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(イ) 公の秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(ウ) その他管理運営上支障があると認めたとき。

#### オ 貸施設の使用許可申請の受付期間

使用許可申請の受付は、次に掲げる貸施設の区分に応じ定める日からとします。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りではありません。

(ア) 学習ホール 使用日の12月前の日の属する月の初日

(イ) 学習ホール以外の施設 使用日の3月前の日の属する月の初日

#### カ 使用の許可

図書館の使用許可申請書を受理したときは、これを審査し、使用の許可を決定したときは使用許可書を、不許可と決定したときは使用不許可通知書を申請者に交付します。

#### キ 使用の変更又は取消し

図書館の使用変更、取消申請書を受理したときは、変更の可否を決定し、使用変更決定通知書を申請者に交付します。

#### ク 利用料金等

(ア) 図書館(鍛冶ミュージアムを含む。以下同じ。)の入館料は無料です。

- (イ)図書館で頒布している各種頒布物について、三条市が指定する頒布物を販売した売上代金は、三条市へ納入してください。
- (ウ)コピー代金は、指定管理者の収入とします。
- (エ)図書館の貸施設の使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めます。
- (オ)指定管理者は、利用料金をその収入として収受します。
- (カ)利用料金は次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

a 学習室、学習ホール及び会議室

| 区分    | 1 時間当たりの利用料金 |
|-------|--------------|
| 学習室 1 | 700円         |
| 学習室 2 | 700円         |
| 学習ホール | 2,000円       |
| 会議室 1 | 400円         |
| 会議室 2 | 200円         |
| 会議室 3 | 200円         |

備考

- 1 使用時間数に 1 時間に満たない端数時間があるときは、1 時間とみなしてこの表を適用する。
- 2 営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の 3 倍の額の利用料金を徴収する。

b まちなか交流広場（営利又は営業を目的とする使用に限る。）

| 区分    | 1 時間当たりの利用料金    |
|-------|-----------------|
| 屋根付広場 | 1 平方メートル当たり 10円 |

備考

- 1 1 件の利用料金が 100 円に満たない場合にあつては、これを 100 円とする。
  - 2 使用時間数に 1 時間に満たない端数時間があるときは、1 時間とみなしてこの表を適用する。
  - 3 専用して使用する面積が 1 平方メートル未満であるとき、又はこの面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。
- (キ)利用料金は前納とします。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは後納させることができます。

(ク)利用料金の減免

指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することとします。図書館の利用料金減免申請書を受理したときは、減免の可否を決定し、利用料金減免決定通知書を申請者に交付します。

(ケ)利用料金の不還付

指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができます。

- a 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。
- b 使用者が使用の取消しを申し出、指定管理者が正当な理由があると認めたとき。

(コ)使用許可の取消し等

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用を取消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができます。

- a 使用者が三条市立図書館条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- b 指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- c その他管理運営上やむを得ない事由により、特に必要があると認めたとき。
- d a から c までの場合において、使用者に損害があっても、指定管理者はその責めを負いません。

(サ)利用の制限

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、入館を禁じ、図書館資料の利用を禁止し、又は退館を命ずることができます。

- a 他の者に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- b 図書館の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- c その他管理上支障があると認められる者

(シ)法令等の遵守

施設の管理運営に当たっては、資料No.1「三条市立図書館指定管理者管理運営仕様書兼要求水準書」のほか、関係法令等を遵守し、適正な管理運営を行ってください。

※地方自治法、地方自治法施行令、著作権法、消防法、三条市立図書館条例、同条例施行規則、個人情報保護に関する法律、三条市情報公開条例、その他国や県が定める要綱、要領等

(ス)業務の再委託の禁止

指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、三条市の承認を得た場合は、個別業務について業務委託することができるものとします。

(セ)個人情報の保護

業務に関連して取得した施設利用者等の個人に関する情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取り扱ってください。

(ソ)情報の公開

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものについては三条市情報公開条例が適用されます。同条例により、情報公開に適切に対応してください。

(タ)秘密保持義務

指定管理者の役員、職員又は業務に従事している者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、不当な目的に使用してはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(2) 三条市歴史民俗産業資料館の管理基準

ア 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 休館日

- ・毎週月曜日(月曜日及びこの規定により振り替えた日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)
- ・毎月の末日(日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。)
- ・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- ・7 日を限度として指定管理者が特別整理期間として指定する日

※休館日については、上記に定める日を前提とし、指定管理者指定申請者は休館日の提案をすることができます。

ウ 利用料金等

(ア)三条市歴史民俗産業資料館の入館料は無料です。

(イ)三条市歴史民俗産業資料館で頒布している各種頒布物について、三条市が指定する頒布物を販売した売上代金は、三条市へ納入してください。

(ウ)コピー代金は、指定管理者の収入とします。

(エ)利用料金は次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

| 区分          | 1 時間当たりの利用料金 |
|-------------|--------------|
| 文化芸術ギャラリー 1 | 200 円        |
| 文化芸術ギャラリー 2 | 300 円        |

備考

- 1 使用時間数に 1 時間に満たない端数時間があるときは、1 時間とみなしてこの表を適用する。

2 営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の10倍の額の利用料金を徴収する。

エ 法令等の遵守

施設の管理運営に当たっては、資料No.8「三条市歴史民俗産業資料館指定管理者管理運営仕様書兼要求水準書」のほか、関係法令等を遵守し、適正な管理運営を行ってください。

※地方自治法、地方自治法施行令、著作権法、消防法、三条市歴史民俗産業資料館条例、同条例施行規則、個人情報の保護に関する法律、三条市情報公開条例、その他国や県が定める要綱、要領等

オ 業務の再委託の禁止その他の事項

業務の再委託、個人情報の保護、情報の公開、秘密保持義務については、三条市立図書館と同一とします。

(3) 三条市諸橋博士漢学の里

ア 開館時間 午前9時から午後5時まで

イ 休館日

・毎週月曜日(月曜日及びこの規定により振り替えた日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)

・12月29日から翌年1月3日まで

※休館日については、上記に定める日を前提とし、指定管理者指定申請者は休館日の提案をすることができます。

ウ 利用料金等

(ア)三条市諸橋博士漢学の里で頒布している各種頒布物について、三条市が指定する頒布物を販売した売上代金は、三条市へ納入してください。

(イ)三条市諸橋博士漢学の里の利用者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」といいます。)を指定管理者に納めます。

(ウ)コピー代金は、指定管理者の収入とします。

(エ)指定管理者は、利用料金をその収入として収受します。

(オ)利用料金は次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

| 区分 |     |                      | 利用料金          |       |
|----|-----|----------------------|---------------|-------|
|    |     |                      | 一般<br>(高校生以上) | 小・中学生 |
| 入館 | 展示室 | 個人<br>1人1回につき        | 500円          | 200円  |
|    |     | 団体(20人以上)<br>1人1回につき | 400円          | 150円  |

|    |        |       |         |
|----|--------|-------|---------|
| 貸室 | 多目的ホール | 1日につき | 700 円   |
|    | 研修室    |       | 1,400 円 |
|    | 和室     |       | 300 円   |

(カ)利用料金は前納とします。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは後納させることができます。

#### エ 法令等の遵守

施設の管理運営に当たっては、資料No.12「三条市諸橋博士漢学の里指定管理者管理運営仕様書兼要求水準書」のほか、関係法令等を遵守し、適正な管理運営を行ってください。

※地方自治法、地方自治法施行令、著作権法、消防法、三条市諸橋博士漢学の里条例、同条例施行規則、個人情報保護に関する法律、三条市情報公開条例、その他国や県が定める要綱、要領等

#### オ 業務の再委託の禁止その他の事項

業務の再委託、個人情報保護、情報の公開、秘密保持義務については、三条市立図書館と同一とします。

### 3 業務の範囲

#### (1) 三条市立図書館の業務

詳細は資料No.1「三条市立図書館指定管理者管理運営仕様書兼要求水準書」に記載

ア 本館の運営業務

イ 本館の施設設備の維持管理に関する業務

ウ 栄分館、下田分館の運営業務

エ 嵐南分室、漢学の里分室の図書室業務の一部

オ その他付随業務

#### (2) 三条市歴史民俗産業資料館（以下「資料館」といいます。）の業務

詳細は資料No.8「三条市歴史民俗産業資料館指定管理者管理運営仕様書兼要求水準書」に記載

ア 資料館の事業運営業務

イ 資料館の施設設備の維持管理に関する業務

ウ その他付随業務

#### (3) 三条市諸橋博士漢学の里（以下「漢学の里」といいます。）の業務

詳細は資料No.12「三条市諸橋博士漢学の里指定管理者管理運営仕様書兼要求水準書」に記載

ア 漢学の里の設置目的を達成するために必要な業務

イ 漢学の里の使用許可に関する業務

ウ 漢学の里の施設、設備等の維持管理に関する業務

エ その他付随業務

#### 4 応募資格等

(1) 団体であること。(法人格の有無は問いません。)

(2) 次のいずれかに該当する団体又はその代表者は応募することはできません。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生又は再生手続をしている法人

エ 最近 3 年間に於いて、市税、県税又は国税を滞納している者

オ 応募書類提出時点において、三条市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

カ 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条(同法第 166 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。)、第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者又は本指定管理候補者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体等

キ その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくない者

#### (3) 応募条件

ア 共同事業体で応募する場合は代表する法人を定めてください。

イ 単独で応募した法人は、他の共同事業体の応募の構成員になることはできません。

ウ 複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできません。

エ 共同事業体の構成団体の変更は認めません。ただし、三条市が特に理由があると認める場合はこの限りではありません。

#### 5 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催します。参加人数は 1 法人及びその他の 1 団体につき 2 人までとし、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡してください。

##### (1) 現地見学日程

ア 開催日時

令和 7 年 9 月 9 日(火) 午後 1 時 30 分(所要時間 2 時間程度)

時間の詳細は、申込締切後に申込者にお知らせします。

イ 集合場所

三条市立図書館(三条市元町 11 番 6 号)

(2) 参加申込

ア 文書（郵便、FAX 又は電子メール）で次の事項を記入の上、申込みください。

(ア) 法人又は団体名

(イ) 法人又は団体の住所

(ウ) 代表者名

(エ) 参加者名

(オ) 担当者名

(カ) 連絡先（電話番号、FAX 番号又は電子メールアドレス）

イ 申込締切日

令和 7 年 9 月 2 日（火）

ウ 申込先

〒955-0072

三条市元町 13 番 1 号

三条市市民部生涯学習課

電 話 0256-47-0048（直通）

F A X 0256-32-5476

e-mail shougaigakushu@city.sanjo.niigata.jp

6 応募方法等

次の書類を提出していただきますが、事業計画書の作成に当たっては、指定期間の 5 年間で到達すべき目標を設定し、初年度から段階的に改善を考えている事業については、事業計画書にその旨を記入してください。

(1) 応募書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

イ 定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写）

ウ 登記事項証明書（全部事項証明書）：法人のみ

エ 納税証明書：課税対象団体のみ

オ 団体の経営状況を証明する書類

(ア) 法人

直近 2 か年間の財務諸表、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録、事業報告書

(イ) その他の団体

上記に準ずる書類

カ 共同事業体構成表（様式第 1 号の 2）：共同事業体のみ

キ 事業計画書（様式第 2 号）

ク 収支予算書（様式第 3 号）

ケ 団体の概要書（様式第 4 号）

申請書提出時の 3 か月以内の証明としてください

コ その他（自主事業提案書（様式第5号）等）

※応募関係書類につきましては、生涯学習課窓口に備え付けてあります。

また、ホームページでもダウンロードできます。

(2) 応募期間

令和7年8月18日(月)から9月26日(金)までの、土日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までに持参してください。

(3) 提出場所

〒955-0072 三条市元町13番1号

三条市 市民部 生涯学習課

電 話 0256-47-0048（直通）

F A X 0256-32-5476

e-mail shougaigakushu@city.sanjo.niigata.jp

(4) 提出部数及び提出方法

データ及び紙での提出とします。データは、上記(3)のアドレス宛に提出ください。紙は、2部（正1部 副1部（副は復写可））提出ください。紙の提出方法は、持参又は書留郵便によるものとします。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

7 選定方法について

(1) 候補者の選定

提出された書類を整理し、三条市外部委託等審査委員会に付議し審査・選定します。

(2) 選定結果の通知等

ア 選定結果の通知は、応募団体全員に文書により通知するとともに、ホームページ等で公表します。

イ 指定管理者の指定は、候補者選定後、議会の議決を経て指定されます。

(3) 選定の基準

別紙審査基準表により選定します。

(4) 計画書のヒアリング等

計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合がありますので、その際は、別途連絡します。

8 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の事務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

## 9 指定管理料

### (1) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、収支予算書において提示のあった金額を参考に積算し、年度ごとに指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

指定期間中の指定管理料総額（概算額）1,446,907,860 円

### (2) 支払方法

毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者が指定した口座に振り込みます。なお、支払時期等については、三条市と協議の上、決定します。

### (3) 経理の区分

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類を設けるとともに、収入及び経費については団体自身の口座とは別の口座で管理することとします。

### (4) 積算基礎に含まれている経費

人件費、一般経費（消耗品費、図書購入費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託料、借上料、備品購入費、施設修繕料、保険料、事業費、旅費等）

### (5) 電力自由化に伴う電力供給について電力会社と契約を締結した場合は、その契約に基づく契約単価で電気使用量を計算することとし、この結果、今回算定した指定管理料を改定する場合があります。

### (6) 個別経費の取扱い

修繕及び施設整備については、市との協議事項とします。

### (7) 消費税の取扱い

指定管理料には、消費税及び地方税その他一切の経費を含むこととします。

## 10 利用料金制に関する事項

### (1) 施設の使用の許可に係る使用の料金に利用料金制を導入します。

利用料金収入の見込額          年 1,696,000 円

### (2) 三条市公の施設使用料等の減免基準に基づき利用料金の減免を行います。

## 11 協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は三条市と協議の上、協定を締結します。協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度ごとに変動する事項は年度協定で定めます。

## 12 質問等について

この要項等の内容に関する質問は、次により受け付けます。

(1) 提出方法

質問は、別添の質問書により、郵便、FAX、又は電子メールで提出ください。なお、電話による問合せは受け付けておりません。

(2) 提出期間

令和7年9月10日（水）午後5時まで必着のこと。

(3) 回答方法

質問者に郵送等で行うとともに、本市のホームページ及び申請書類の提出場所で公表します。

13 事務の引継ぎ等

指定管理者の議決後、指定管理者は一定期間当該施設にて研修並びに事務及び事業の引継ぎを行うこととします。また、指定期間満了後や指定期間の交代等における引継ぎも同様とします。なお、引継ぎに要する費用は、すべて指定管理者（指定管理者の交代による次の指定期間前は、新たな指定管理者）の負担とします。

14 その他

(1) 提出書類の変更

提出書類の内容は、錯誤による訂正など軽微な変更を除き、認めません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しませんので、御了承ください。

(3) 提出書類の公開

提出書類は、三条市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、請求があった場合は公開する場合がありますので、御了承ください。

(4) 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は自由）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。

15 添付資料

| 施設      | 資料No. | 資料名                        |
|---------|-------|----------------------------|
| 三条市立図書館 | 1     | 三条市立図書館管理者管理運営業務仕様書兼要求水準書  |
|         | 2     | 三条市立図書館業務処理手順・処理期限に関する表    |
|         | 3     | 図書館等複合施設建設基本計画             |
|         | 4     | まちなかのにぎわい創出のための公共施設の活用について |

|                  |    |                                  |
|------------------|----|----------------------------------|
|                  | 5  | 三条市立図書館電算システム機器構成図               |
|                  | 6  | 三条市立図書館各施設見取図                    |
|                  | 7  | 令和5年度三条市事務報告及び財産表                |
| 三条市歴史民俗<br>産業資料館 | 8  | 三条市歴史民俗産業資料館指定管理者管理運営業務仕様書兼要求水準書 |
|                  | 9  | 三条市歴史民俗産業資料館施設見取図                |
|                  | 10 | 三条市歴史民俗産業資料館別館施設見取図              |
|                  | 11 | 令和5年度三条市事務報告及び財産表                |
| 三条市諸橋博士<br>漢学の里  | 12 | 三条市諸橋博士漢学の里指定管理者管理運営業務仕様書兼要求水準書  |
|                  | 13 | 三条市諸橋博士漢学の里施設見取図                 |
|                  | 14 | 令和5年度三条市事務報告及び財産表                |